

議員提出第11号議案

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

当時の小泉首相が訪朝した平成14年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め謝罪してから、早7年が経過した。

この間、5人の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、すべての拉致被害者の方々の真相究明及び即時帰国の展望が全く開けていないばかりでなく、北朝鮮に拉致された疑いを否定できない方々の調査も進展していない。

昨年8月の日朝実務者協議において、拉致問題の解決に向けた具体的行動として、生存者を発見し帰国させるための全面的な再調査に合意したにもかかわらず、北朝鮮側が一向に履行しようとしないう状況が続いている。

拉致事件が発生してから30年以上が経過し、拉致被害者並びに家族の方々の高齢化が進んでおり、その心情たるや筆舌に尽くしがたいものがある。

拉致問題が我が国に対する主権侵害かつ重大な人権侵害であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題であることは揺るがない。

北朝鮮に拉致された日本人全員の一刻も早い救出を実現するため、北朝鮮に対し国際社会との協調による圧力を一層強め、拉致問題の完全解決に向けて政府が一丸となって行動するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月4日

島根県議会

議員提出第12号議案

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

地方の声を国政に伝える上で、主権者の代表たる地方自治体の首長が、中央政府に対し陳情することは極めて重要な手段である。

民主党は、去る11月12日開催された同党の全国幹事長会議において、いわゆる「陳情一元化」の方針が決定されたところである。

これに対して、県内の地方自治体や関係者から「国に地方の声が届くのか」と不安や危惧する声が多く聞こえている。原口一博総務大臣も記者会見で「地方自治体の長は選挙で選ばれた地域住民の代表であり、中央政府とアクセスするのに何か制限があることはあってはならない」との趣旨の発言をしている。

本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、特に多様化、専門化している行政への要望等を、立法府を構成する政党が一元化して受けることで、事実上、行政への窓口を閉ざすことは、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもつながりかねない。

よって、国においては、行政府として直接地方の声に耳を傾け、しっかりと受け止める適切な仕組みを保障するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 12月15日

島根県議会

議員提出第13号議案

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

しかし核兵器は未だに世界に約2万数千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。

2000年の核拡散防止条約(NPT)再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。

米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発に繋がるウランを濃縮拡大するイラン、核実験を強行し、世界的に脅威を及ぼしている北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって国及び政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約(NPT)再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることを要請する。

記

1. 国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
 2. 核拡散防止条約(NPT)の遵守及び加盟促進に全力で取り組むこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月15日

島根県議会

議員提出第14号議案

永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律の制定に反対する意見書

わが国に永住する外国人に対する地方参政権付与の問題をめぐっては、これまでもしばしば付与法案が提出され、廃案となってきたところである。しかし、国民的議論も深められていない中で、国の根幹に拘わる地方参政権付与に関する法律案が、来年1月開会の通常国会にも提出する動きが伝えられている。

日本国憲法第15条第1項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第93条第2項においては「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

また、平成7年2月28日の最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、「それは地方選挙も同様で、第93条第2項の住民とは日本国民を指す」と指摘している。

そもそも参政権は、日本国憲法の基本原理の1つである国民主権の原理に基づくものであり、一方で国籍法第4条においては「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定されていることから、外国人が参政権を取得するには帰化によるべきものであり、これを立法により付与することは憲法上許されないものとする。

従って、国におかれては、永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月15日

島根県議会